

高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県外に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第5項第8号において同じ。）のうち、高知県が発注する建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格者）

第2条 入札参加資格のある者は、第3条の規定により資格審査を受け、高知県建設工事入札参加資格者名簿（県外）（以下「資格者名簿」という。）に記載された者とする。

（電子情報処理組織による資格審査の手續）

第2条の2 資格審査（第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第9条第1項の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。）は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手續について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

（資格審査）

第3条 資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

2 資格審査は、当該資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）前の直近の10月1日を審査基準日として実施するものとする。

3 資格審査は、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類（第5項第1号において「工事種類」という。）ごとに行い、資格者名簿への掲載を行うものとする。ただし、資格審査による格付は、行わない。

4 資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）に記載すべきこととされている事項を当該資格審査を申請しようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して申請を行わなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。

（1） 資格審査を申請する工事種類について、第2項に規定する審査

基準日（以下「審査基準日」という。）までに建設業法第3条第1項の建設業の許可（第7条において「建設業の許可」という。）を受けていない者

- (2) 審査基準日前の直近の7月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者
- (3) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税又は区市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 破産者で復権を得ないもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
 - イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）
 - ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの
 - エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、または雇用しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (8) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者

(当該届出の義務がある者に限る。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

6 前各項に定めるもののほか、資格審査の申請について必要な事項は、知事が別に定める申請要領の定めるところによる。

(入札参加資格の有効期間)

第4条 前条第1項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

2 前条第1項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。

(資格審査の結果の通知及び公表)

第5条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書に記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより当該資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

(資格審査の申請内容の変更の届出)

第6条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)は、当該資格審査の申請の内容に変更があったときは、直ちに知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければならない。

(入札参加資格の取消し)

第7条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 建設業の許可を取り消されたとき。

(2) 第3条第6項の申請要領に定める申請の書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) 第3条第5項第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(4) 入札参加資格を辞退したとき。

(5) 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。

(会社の合併等による入札参加資格の承継の手続)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

(1) 有資格者と他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者(以下この項において「無資格者」という。)とが合併した場合

- (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
 - (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
 - (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
 - (5) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
- 2 前項第3号又は第4号の規定に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。
- （入札参加資格の再審査）

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
 - (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。
- 2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書（県外建設業者）
 - (2) 経営事項審査結果通知書
 - (3) 手続開始の決定書等の写し
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書
 - (5) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

（施行期日）

- 1 この告示（平成18年12月高知県告示第771号）は、平成18年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年度においても資格審査を実施するものとし、当該資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、平成19年度の1年間とする。

附 則

この告示（平成19年11月高知県告示第727号）は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この告示（平成23年12月高知県告示第798号）は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示（平成26年12月高知県告示第678号）は、平成26年12月12日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱（次項において「新要綱」という。）第3条第5項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる入札参加資格の審査の申請について適用し、施行日前にされた入札参加資格の審査の申請については、なお従前の例による。

3 新要綱第7条の規定は、施行日以後に高知県建設工事競争入札参加資格者名簿（県外）に登載される者について適用し、施行日前に高知県建設工事入札参加資格者名簿（県外）に登載された者については、なお従前の例による。

附 則

この告示（平成29年3月高知県告示第164号）は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示（令和5年10月高知県告示第685号）は、令和5年10月27日から施行する。